

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連は昭和５４年に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）を採択し、我が国は昭和６０年に条約を批准しました。現在、１８９か国が批准しています。

さらに国連では平成１１年に女性差別撤廃条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するため、「選択議定書」を採択し、現在、１１５か国が批准していますが、我が国は批准に至っていません。

「選択議定書」は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、国内の救済手続が尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる個人通報制度などを定めております。また、「選択議定書」を批准することにより、締約国は被害者救済に向けた具体的な措置を取るよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待されます。

国は令和２年に閣議決定した第５次男女共同参画基本計画において、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。

また、条約締結国は「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しており、女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進するために、「選択議定書」の速やかな批准が求められています。

よって、国におかれては、女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進するため、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和６年１０月２日

上田市議会議長 池 田 総 一 郎